

公印省略

2 廃 第 6 9 号  
令和 2 年 4 月 9 日

各 市 町 村 長  
（ 廃 棄 物 処 理 事 業 担 当 課 ）  
關 係 一 部 事 務 組 合 の 長  
（ 廃 棄 物 処 理 事 業 担 当 課 ）

殿

福岡県環境部廃棄物対策課長  
（計画指導係）

新型コロナウイルス感染症に係る一般廃棄物の安定的な処理の確保について（通知）

平素より本県廃棄物行政の円滑な推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、「廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について（通知）」（令和2年2月3日付け1廃第893号）において「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（以下、ガイドラインという）の内容に準拠した適正処理について通知したところです。

今般、県内で新型コロナウイルスの感染が拡大している状況にあり、本県では新型コロナウイルス対策本部を設置し対策を進めているところです。

関係者におかれましては、下記事項に御留意のうえ、感染性廃棄物の処理にあたり、適正な処理を確保するとともに、排出時、収集運搬時及び処分時等において作業者の感染予防に万全を期すようお願いいたします。

また、廃棄物処理事業が県民の生活を維持するために不可欠なサービスであることから、廃棄物の適正処理が行われるよう廃棄物処理業者等がとるべき措置等を実施し、安全かつ安定的に廃棄物の処理が行われるよう重ねてお願いします。

なお、一般廃棄物の処理に際し、委託によりその処理を行っている場合には、委託先の一般廃棄物処理業者等と緊密に連絡をとり、事業継続のための取組に努めるよう申し添えます。

記

1 感染防止策を徹底し、収集運搬時及び処分時に加えて事務所における業務時などに

においても、作業者の感染防止に万全を期すこと。

感染防止策（例）

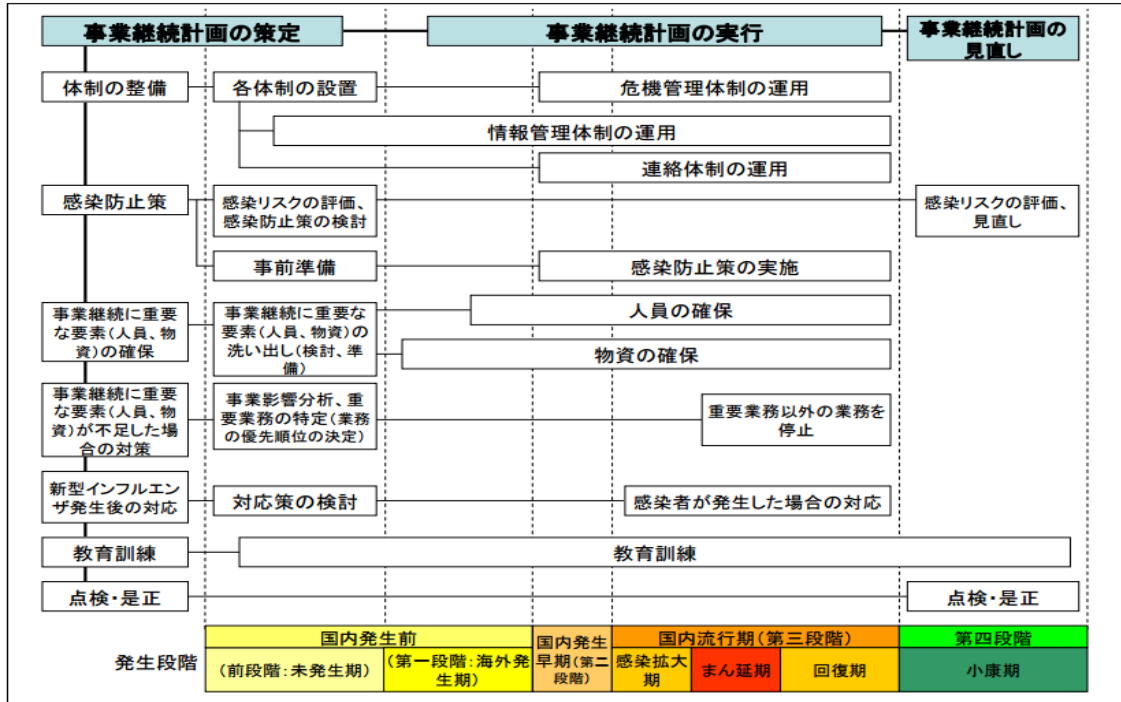
業務の内容	感染防止策（例）
収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手袋、マスク等の個人防護具の使用</li> <li>・ 肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用</li> <li>・ 積卸し作業終了後の消毒薬（携行可能な速乾性擦式消毒用アルコール製剤等）による手指消毒の実施</li> <li>・ 事務所に戻った際の手洗い及び手指消毒、うがいの実施</li> <li>・ 運搬車両の定期的な清掃及び消毒の実施処</li> </ul>
処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の手選別や運転席が開放された状態の重機の運転等、廃棄物に接触する作業員の個人防護具（手袋、マスク等）の使用</li> <li>・ 肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用</li> <li>・ 作業終了後の手洗い及び手指消毒、うがいの実施</li> <li>・ 施設等の定期的な清掃及び消毒の実施</li> </ul>
事務所に おける業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接客や窓口業務等では、対人距離を保持するほか、マスク等の個人防護具の使用、手洗い及び手指消毒を実施（訪問者に対しても必要と思われる感染防止策を実施）</li> <li>・ 訪問者の立入（場所、人数等）を制限</li> <li>・ 訪問者の氏名・住所の把握</li> <li>・ 従業員及び訪問者の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施（発熱がある場合、入室を禁止）</li> <li>・ 事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施</li> <li>・ 訪問スペースへの手洗い場所の設置</li> <li>・ 窓口等でのガラス等の仕切りの設置</li> <li>・ 出張や会議の削減（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出勤前の体温測定</li> <li>・ ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の回避（時差出勤、在宅勤務等）</li> <li>・ 通勤時のマスクの着用</li> <li>・ 人混みや繁華街への不要不急な外出を控える</li> <li>・ 帰宅時の手洗い、うがいの徹底</li> <li>・ 体調管理（十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つ）</li> </ul>

廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン（平成21年3月環境省）より

2 万一、作業員等が感染した場合にも事業が継続できるよう体制を確保すること。

また、必要に応じて別添の「新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症の発生時における廃棄物処理事業継続計画作成例」を参考に、廃棄物処理事業継続計画の作成を検討すること。

事業継続計画の体系（例）



廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン（平成21年3月環境省）より

- 3 廃棄物処理事業の継続に必要な個人保護具等の確保について、個人防護具等の備蓄状況の確認や、必要数の確保等に努めること。

特に、労働安全衛生規則等に基づき化学防護服の着用が求められる作業を実施する際に、化学防護服が不足することとなれば、焼却施設の点検等の作業に大きな支障が生じることが想定されることから、化学防護服の確保状況を確認すること。

なお、6月までの間で、化学防護服等の不足により、事業継続が困難となるような事態が予見される場合は、余裕をもって環境省へ相談すること。

以上

【本通知に関する問合せ先】

福岡県環境部廃棄物対策課計画指導係 西村、松添

TEL 092-643-3363

E-mail haiki@pref.fukuoka.lg.jp

【化学防護服等に係る問合せ先】

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 菊池、越智、用品

TEL 03-5501-3154 (直通)、FAX 03-3593-8263

E-mail hairi-haitai@env.go.jp